

東情個審答申第1号

令和6年6月26日

東海村長 山田 修 様

東海村情報公開・個人情報保護審査会

会長 武田 隆志

行政文書部分開示決定に対する審査請求について（答申）

令和6年4月19日付け東海村諮問第1号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「原子力災害に備えた東海村住民避難計画（令和5年12月27日）第1編広域避難計画に係る避難先3市の避難施設の場所・施設名・収容可能人員」部分開示決定（令和6年2月6日付け東防原収第1932号）に係る審査請求事案

答 申

第1 審査会の結論

東海村長（以下「実施機関」という。）が令和6年2月6日付け東防原収第1932号で審査請求人に対して行った行政文書部分開示決定は、民間施設における収容可能人数の部分については、当該収容可能人数を公にすることにより、民間施設を個別に識別することができるおそれがない限り開示すべきであり、その余の部分を開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求の概要

1 行政文書の開示請求

令和6年1月24日、審査請求人は、東海村情報公開条例（平成31年東海村条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、次に掲げる内容の行政文書の開示の請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

「 原子力災害に備えた東海村住民避難計画（令和5年12月27日）

第1編広域避難計画の避難所について

（1） 3市134施設のうち、新規に追加された公設施設の場所、
施設名、収容可能人数

（2） 同上のうち、民間施設の場所、施設名、収容可能人数 」

2 実施機関の決定及び通知

令和6年2月6日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として次に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を特定し、本件行政文書のうち民間施設に係る「種別」、「施設名」、「住所」及び「収容可能人数」について、条例第7条第3号アに該当するとして、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け東防原収第1932号により、審査請求人に通知した。

「東海村広域避難計画に係る3市（取手市、守谷市、つくばみらい市）
避難所リスト（令和5年12月現在）」

3 審査請求

令和6年2月8日、審査請求人は、本件処分の取消し及び本件開示請求に係る行政文書の開示を求めて、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、審査請求を提起した。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、不開示とされた部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 審査請求人は、令和6年1月24日付けで実施機関宛てに情報公開請求を行い、同年2月6日付けで本件処分を受けた。

イ 実施機関は、本件処分において避難所のうち民間施設に係る情報を不開示とした理由について、条例第7条第3号アの公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものに該当するためとしている。

ウ 広域避難を強いられる住民にとって、避難所の情報は、条例第7条第3号ただし書の人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当すると考える。

エ 以上のことから、避難所のうち民間施設に係る情報を不開示とした処分につき取消しを求めるため、本件審査請求を提起する。

(2) 反論書

ア 実施機関は、弁明書において、「避難施設となることについて同意した民間施設が、その事実を公にされることによって、当該民間施設の法人等及び個人が正当な利益を害するおそれがある」としているがその根拠が明らかでない。避難という他地域住民の受難に対して避難所を提供するという対応は、むしろ社会的に評価されるものである。

イ 避難を強いられる避難者としては、避難所の名称、収容人員をあらかじめ知っておくことが安心につながる。

ウ 地震等の自然災害との複合災害時は、避難先住民自身の避難が優先されるため、公的避難施設のみでは避難元住民の避難所に不足をきたすおそれがあり、避難先住民との競合を避けるためにも民間施設の避

難所も明らかにしておくべきである。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

1 弁明の趣旨

本件処分には、違法又は不当な点はないと考える。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第3号ア該当性について

ア 条例第7条第3号アでは、法人その他の団体（村、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下同じ。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人その他の団体又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

イ 本件行政文書のうち不開示とした民間施設に係る「種別」、「施設名」、「住所」及び「収容可能人数」は、公になることにより、風評被害等で避難所として協力する法人等の利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号アに該当する。

(2) 条例第7条第3号ただし書の該当性について

ア 審査請求人は、「避難所の情報は、条例第7条第3号ただし書の人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当する」と主張しているので、以下条例第7条第3号ただし書の該当性について述べる。

イ 条例第7条第3号ただし書には、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報は開示することと規定されている。

ウ 原子力災害発生時における住民の避難は、避難先における住民の混乱回避、住民の確実な避難の実施等を目的に設けた避難経由所を経由し、開設準備が整った避難所に誘導していくこととしている。平時は避難時の目的地として避難経由所を周知することが肝要であり、避難所である民間施設に関する情報は、人の生命、健康、生活又は財産に直ちに影響を及ぼすものではないと考えられるため、条例第7条第3号ただし書には該当しない。

第5 審査会の結論の理由

当審査会は、本諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

1 本件開示請求に係る行政文書について

本件開示請求に係る行政文書である避難所リストには、避難所となる公共施設の「種別」、「施設名」、「住所」及び「収容可能人数」並びに民間施設の「種別」、「施設名」、「住所」及び「収容可能人数」が記載されている。

2 本件処分の妥当性について

(1) 条例第7条第3号ア該当性について

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書である避難所リストのうち、避難所となる民間施設の「種別」、「施設名」、「住所」及び「収容可能人数」について、条例第7条第3号アに該当するため、不開示としている。

原子力災害の起因となる原子力施設等に関しては、社会の評価や意見も様々で、避難所提供に協力している法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）の事業の種類、性格も異なっており、その権利利益にも様々なものがある。

不開示部分が公になることで、原子力災害発生時の避難所として協力する法人等とその施設が公になり、当該法人等が持つイメージに影響を与え、また、避難所となる民間施設の周辺住民にも混乱を招き、風評被害が起きる可能性があると考えられ、その結果、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法人等が特定される情報を不開示とした決定は妥当と判断する。

しかし、本件開示請求に係る行政文書のうち不開示とした民間施設の「収容可能人数」の部分については、実施機関が開示決定した公共施設に係る避難所の収容可能人数と合計することで、実質的に、住民の収容総数が明らかにされるものであるが、当該部分を公にしたことにより、特定の法人等を識別することができるおそれがない限り、当該法人等の利益を害するおそれは認められないため、条例第7条第3号アには該当せず、開示されるべきである。

(2) 条例第7条第3号ただし書該当性について

条例第7条第3号ただし書の公にすることが必要であると認められる情報とは、人の生命、健康、生活又は財産の保護の必要性が、公にすることにより害されるおそれがある法人等の権利利益よりも上回る場合をいうものであり、開示の必要性も、その公にする必要性と法人等の権利利益

を比較衡量した上で判断されるものである。

この観点に鑑みれば、原子力災害発生時、初めに避難する避難先（避難経路所）は既に公になっていること、民間施設の「収容可能人数」が開示されれば、実質的に住民の収容総数が明らかになること、及び避難経路所から誘導される民間施設に関する情報は、現在開示しなければ人の生命、健康、生活等に直ちに影響を及ぼすものとは考えられないこと、他方、民間施設の「種別」、「施設名」、及び「住所」が開示されると、前記のとおり当該法人等の権利等、正当な利益を害するおそれがあることから、民間施設の「施設名」等については、当該法人等の利益を害してまで、公にする必要があるとは認められない。

以上により、本件行政文書のうち、条例第7条第3号本文に該当する部分については、同号ただし書には該当しないことから、不開示とした決定は妥当であると判断する。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張については、上記の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件審査請求に係る審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和6年4月19日	諮問受理
令和6年5月17日	審査（令和6年度第1回審査会）

東海村情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	備 考
武田 隆志	会長
岩佐 淳一	副会長
永目 裕子	
小泉 奈知子	
佐藤 文昭	